

令和8年4月1日
ひたちなか市契約検査課

一般競争入札及び指名競争入札における留意点について

以下の制度について、留意点を案内します。

案件により異なる場合がありますので、詳しくは公告または指名通知書にてご確認ください。

なお、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の詳細については、ひたちなか市契約検査課ホームページにてご確認ください。

最低制限価格制度について

適用対象とする案件

- ・設計金額が200万円を超え1億円以下の競争入札に付する工事（施設修繕を含む）
- ・設計金額が200万円を超える競争入札に付する設計等委託業務

※総合評価落札方式を適用する工事を除く。

低入札価格調査制度について

適用対象とする案件

- ・設計金額が1億円を超える工事又は総合評価落札方式を適用する工事

一般競争入札における手持工事の制限について

一般競争入札においては、手持工事の件数に制限を設ける場合があります。

公告の入札参加資格で手持工事の制限の記載がある案件については、一般競争入札によって落札した手持工事の件数が、土木工事と建築工事等の工種にかかわらず併せて3件の場合、参加申請不可となります。

契約保証金について

契約金額500万円以上の工事請負契約については、契約金額の10分の1以上の次に掲げるいずれかの保証を付することとし、契約金額500万円未満の工事請負契約については免除となります。

- （1）契約保証金の納付
- （2）契約保証金に代わる担保としての国債の提供
- （3）銀行等又は保証事業会社の保証
- （4）公共工事履行保証証券による保証
- （5）履行保証保険契約の締結